

印鑰社について

土橋 誠

1. はじめに

印鑰社は、古くから国府で用いた国印・倉印といった印章類と、府庫の鑰を納めて神体として奉祀したといわれてきた神社のことである。古くは、吉田東伍氏の『大日本地名辞書』の中でその指摘がある^(注1)。その中では、「対馬紀事」を引いて神体として祭られたのが国府の鑰と印章であることが述べられている。その後の地誌類や辞書類でも、この種の説明が一貫してなされてきたことはよく知られている。太田 亮氏の研究でも、国府所在地の印鑰神社は、国司の印と府庫の鑰が祭られたものと解釈されている^(注2)。

この印鑰社に関する研究は、荻野三七彦氏によって一層深められた^(注3)。荻野氏は、本格的な古文書学の立場から印章全体を考察され、その一環として印鑰社を採り上げられた。ここでは、積善院に伝わった「秋田祭」(別名印鑰祭という)を例に挙げ、それが国府で行われた印鑰祭の一つとされ、国府の鑰と印章に対する信仰があったものと結論された。

その後、印鑰社に関する研究はほとんどなく、1973年に木下 良氏が発表された国府関係の歴史地理的研究の一環で採り上げられた^(注4)。木下氏の研究では、全国の印鑰社を採り上げて考察され、それを国府と関連するものと、それ以外の公的施設と関連するものに分類された。そして、それぞれの施設が何かであるかを推定されたのである。

その後、印鑰社に関する研究はほとんどなかったが、2000年になって牛山佳幸氏が印鑰社及びその跡地を丹念に踏査され、それについての見解を発表された^(注5)。その結果、印鑰の鑰は国府の府庫のカギではなく、国印を納めた印櫃のカギであったこと、国司交替の際の印章渡しの時「初任吉書」として国印を押す儀礼があり、それが繰り返されて印鑰神が成立したこと、中世後期になり弁才天の眷属童子の中に印鑰童子が成立し、二次的信仰として国府の印鑰神と習合し、国府所在地以外の地域にも広がったことなどを述べられた。

以上の印鑰社の研究で、論点はほとんど出つくした感はあるが、私も印章の呪術的性格を考える上で印鑰社を採り上げたことがあったが、十分に意をつくせなかった^(注6)。今回、改めて印鑰社を採り上げたのは、印章がなぜ紙に押すものから、祭られる対象へと変化したかを考える一助とするためである。ここでは、印鑰社が国府やその他の公的施設との関係

だけに限定してよいのかという点に考察の対象を絞りたい。そのため、まず、木下氏の研究のように、全国の印鑰社で、国府の近くにあるものから採り上げてみたい。

2. 国府跡近辺に位置する印鑰社

全国の印鑰社のうち、国府跡もしくは国府跡と推定されるもののうち、印鑰社がそれと関連するものは、先に挙げた木下氏の研究によってすでに明らかになっている。第1表にあげた国府と関連する印鑰社は、全部で12社にのぼる。このうち、1・3・8はすでに現存せず、地名や古文書にその名がでてくるにすぎない。また、2の飯役社は、「丹後国田数帳」に「印鑰社」とでてくるもので、現存地名などではそれが訛って「飯役」となっている。これなどは、印鑰社本来の意味が忘れ去られてしまって、音のみが変化して遺存したと考えると差し支えなからう。したがって、字名が「印役」のように漢字が変わっていても本来は印鑰の意味であったことは確実である。

12の日枝神社は、字印役にあったもので、本来は印鑰社であったことは確実であろう。これなども、2の例と同じく、印鑰の表記のみが変化したもの、「いんやく」の名前は遺存した例と考えられる。これについては、詳しい資料がなく不明な点が多い。

これらの印鑰社の記録や伝承で、印章や鑰に関係するのは、7のみである。これは、先にふれたように、吉田東伍氏が『大日本地名辞書』の中で採り上げられた神社である。吉田氏は、このなかで「対馬紀事」を引いて、「御印鑰は政所の守護神也、神體二座、印と

第1表 国府近辺の印鑰社一覧

番号	神社名など	所在地	旧国	備考
1	印鑰神社	七尾市府中町	能登	江戸時代の記録のみ。享保16年(1731)の社記摘録。寛政10年(1798)の印鑰大明神縁起(松尾天神社文書)では文禄頃に三輪藤兵衛が市右衛門に命じ「アカマ田」出土の印鑰童子霊像等を祭ったのを始めとす。
2	飯役社	宮津市字中野	丹後	「丹後国田数帳」には「印鑰社」とあり、鎌倉末には成立し、15世紀中頃にもあったといわれている。
3	印鑰	坂出市府中町	讃岐	地名のみ。城山神社に見えるという。(太田亮)
4	印鑰社	久留米市御井町	筑後	13世紀に現在地に国府が移転し、それ以後の祭祀という(木下良)
5	印鑰社	大分市古国府	豊後	大国主を祭神としている。
6	インニャク社	長崎県壱岐郡芦辺町	壱岐	現式内興神社で、旧国府の付近といわれる。
7	印鑰神社	長崎県巖原町国分	対馬	神体二座、(大日本地名辞書による)
8	印鑰大明神	徳島市国府町	阿波	大御和神社に見える。(太田亮・荻野三七彦による)
9	印鑰神社	宮崎県国分寺跡	日向	国府国分寺跡?(太田亮・荻野三七彦による)
10	印鑰社	茨城県石岡市	常陸	印益九寺が税所文書に見える。
11	印鑰神明神社	山形市薬師町	出羽	祭神は天照、神体は鉄かきと璽の小宮。
12	日枝神社	栃木市大宮字印役	下野	下野国府跡にあり。(太田亮・荻野三七彦による)

は國司宮司の正印にして、鑰とは府庫の鍵鑰を云ふ、國司の印は公式令に見え、諸國の鑰は文武紀(大寶二年の條)に見ゆ、(中略)本州にては府の政所を嘉曆中より執政寺と名づけ、印鑰を崇敬したるに、享祿元年、火災にあひ社殿焼失し、印鑰とけ流れたり」とされている点は興味深い。吉田氏の認識では、印鑰社はまさに国府の印章と鑰を神体とする神社と考えておられたようである。この見解は、その後長く影響を与え、現在でも基本的にはそのように考えられているのである。

ところで、吉田氏は、同じ条に「国府八幡宮文書」を引用されており、そこには、
留守所下、在廳等可早免除二季御祭勤仕之舍人等、肆愈之麥之事、
右件人等、印役之神事、勤行條尤以不便也、於向後者、可令免除役麥者、在廳宜承知、
無令違失、故下、

建曆二年十二月日 目代右衛門少尉藤原朝臣

とあるもので、ここに「印役之神事」が見えている。この文書は、『鎌倉遺文』に収録されていない点に気になるが、ここで「印役」とある以上、印章や鑰が神体となった何らかの神事を想定することができる。牛山氏は、この神事を国司交替時の国印渡しと初めての押印儀礼のことと解釈されている。これについては後述したい。ここでは、国府近辺の印鑰社での神事の一例と見ておくことにする。木下氏が挙げられた4も問題はなからう。

ところで、全国の国府の近辺に位置する印鑰社の中で、印章と鑰に関する伝承か、記録めいたものはこの一例にすぎない。あとは、地名か全く異なった伝承を持った神社が多い。1・8・11の例などがそれに当たっている。まず、1の能登国の印鑰神社であるが、「松尾天神社文書」の中に「印鑰大明神縁起」が納められている。この史料は、寛政10年(1798)の新しいものではあるが、そこでは文祿頃に初代の町奉行であった三輪藤兵衛の夢によって、府中村にあった「アカマ田」から印鑰童子像や仏像を掘り出して祭ったのを始まりとしている。この伝承では、全く印章や鑰とは関係なく、印鑰童子という神像とも仏像ともつかないものが神体となって祭られていることがわかる。

また、5の豊後国の印鑰社は、一般に大国社といわれており、やはり江戸時代の地誌である『雉城雜誌』に「雜誌曰、祭神大己貴命、或弁財天トモ、勸請年月不詳」となっていて、いつの頃か祭神が大国主に変化している。

8の阿波国の印鑰大明神でも、現在では大御和神社と改名しており、祭神も大己貴命となっている。しかし、それは明治以降のようで、「寛保神社帳」には「府中村 印鑰大明神 社僧府中村大坊」とあって、社僧が管理した神社であったようである。しかし、祭祀の実態は何もわからず、わずかに「府中村の大坊」が真言宗の寺院で、本尊が薬師如来とすることがわかる程度である。

11の出羽国の印鑰神明神社は、現在は天照大神と豊受大神を祭神としている。これは、明和8年(1771)の「印鑰神明宮縁起」によると、天平9年(737)に陸奥鎮守将軍の大野東人が最上城を築いたときに、城の北東山麓に伊勢の大神を勧請して銀の鑰を安置したことに始まるとしている。しかし、古代において伊勢の神は地方に勧請できる神ではなく、天皇のみしか祭ることのできなかったことはすでに研究があり、この伝承は中世後期以降の状況を投影して作ったものと見るができる。とはいえ、鑰には関係づけて伝承されてはいるが、すでに印章とは関係のない伝承となっている。

以上の四社を見ると、いずれの印鑰社も印章や鑰とは関係のない伝承になってしまっている。しかし、木下 良氏が指摘されたように、いずれも国府の近辺にあり、国府と関係することは否定しがたい。ただ、牛山氏が指摘されたように、これらの印鑰社は弁才天眷属の印鑰童子が国府の印鑰神と結びついて成立した「二次的信仰」である可能性が高い。実際、何よりも伝承自体がずいぶんと新しく、かつて保管されたり奉祀されていた印章や鑰が失われて、印鑰の名前だけが残り、そこから考え出された伝承の可能性もあるかもしれない。これらの神社は近世になって、新たに神社として復興した可能性も含めて、今後の課題として残る。

なお、残りの壱岐や日向の例は、不明な点が多く、現時点では不詳である。

3. 国府の近辺以外の地にある印鑰社

印鑰社が本来は国府の印章と鑰を神体としたものだけであれば、それ以外のところに印鑰社があればおかしいことになる。しかし、実際には印鑰社と称するものが少なからず存在する。第2表に挙げたものは、管見にふれたものであるが、現実にはこれよりも多いことはいうまでもない。牛山氏は、これよりも多くの印鑰社を挙げておられる。また、大きな神社の中には印鑰社が摂社や末社として存在するところもある。

第2表に挙げたものは、いずれも国府の所在地とは異なった場所にある。1の印鑰社は、松本雅明氏が郡衙や郡倉との関係を想定されている。木下氏もその説を基本的に踏襲されているようである。確かに、ここでは郡衙関係の印鑰が収められたとすることを否定する材料をもたないが、別の見方も可能ではなからうか。この神社は、現在は熊野速玉神社の摂社となっている。しかも、境内社であり、あるいは神社の印鑰を収めた可能性もある。このことは後述したい。

3・4・8～10・12も郡衙か駅家との関係を見ておられるし、12も同様である。特に、駅家の印鑰を収めた可能性までを考えておられる。松本氏も木下氏も基本的には、印鑰社が準公印も含めて公印や鑰を納めたものと考えられているようである。ここでは、印鑰を

第2表 国府以外と関連する印鑰社一覧

番号	神社名など	所在地	旧国	備考
1	熊野速玉神社 撰社印鑰社	八女市馬場	筑後	熊野速玉神社は上妻郡総社で、境内に印鑰社がある。郡衙と印鑰社と関連するか。
2	印鑰天神社	鹿島市大字納富分	肥前	貞和6年(1350)印鑰天神坪付。近くに金剛勝院があり、平安時代末までさかのぼると見られる。
3	印鑰社	三養基郡基山町小倉	肥前	基肄郡衙か基肄城に関連するか(木下良)。
4	印鑰社	三養基郡北茂安町中津隈	肥前	三根郡衙か切山駅に関係か？
5	印鑰社	佐賀郡大和町尼寺	肥前	宇佐八幡宮神領で、御霊と称し、印鑰社の祭神もこれと関係する。オオナムチを祭神とする。永徳2年(1382)8月に鑰山城主の鑰尼季高が建立したとの伝承あり。河上神社文書では神代勝利が「尼寺分内 印鑰之前」の畑地を同社へ寄進したことを記述。文明2年の千葉氏の内紛で焼失。
6	印鑰社	佐賀市鍋島町森田東	肥前	松尾禎作が挙げる。
7	印鑰社	佐賀市与賀町与賀	肥前	松尾禎作が挙げる。
8	印鑰社	小城郡小城町	肥前	小城郡衙と関係か。
9	印鑰社	武雄市橘町大日	肥前	杵島郡衙か杵島駅家と関係か。
10	印鑰社	杵島郡有明町戸ヶ里	肥前	郡倉の可能性あり。松尾禎作が挙げる。
11	インニャクの森	藤津郡嬉野町宿	肥前	松尾禎作が挙げる。現在地は不詳。
12	印鑰社	藤津郡嬉野町東吉田字印役	肥前	駅家と関係か？詳細は不詳。
13	印鑰森	多久市東多久町別府	豊後	別府八幡宮との関係か？
14	印鑰堂	益城郡小川町南小川	肥後	地名のみ
15	印鑰神社	玉名市伊倉宮原	肥後	肥後国誌に南八幡宮の末社とある。南八幡宮は承平6年(1351)の建立といわれる。
16	印鑰神社	八代町鏡町	肥後	由来記では建久9年(1198)に相良長頼が弟の為頼に命じて石川宿禰を奉祭したと伝える。
17	押手神社	茨城県鹿島神宮内？	常陸	鹿島神宮が朝廷から賜ったものを押手神社に奉祠した所伝あり。

収めた神社が国府のみでなく、もう少し広範囲に存在したことを指摘することができる。この点は後述したい。とはいえ、肥前国にずいぶんと印鑰社が多いことが注意される。木下氏の指摘では、いずれも古代の官庁との関係を考えており、先の3・4が郡衙か駅家を想定されている。5も郡衙で、6・7・11が不明とされている^(注12)。また、14は地名のみしか伝わらず、詳細は不明である。

ところで、これらの国府の近辺にはない印鑰社にもいくつか創祀に関する伝承が縁起類にかかっている。ここでは、5の印鑰社と16の印鑰神社の伝承を挙げてみる。5の印鑰社は、縁起類がなく詳しくはよくわからない。ただ、「河上神社文書」には、鑰山城主の鑰尼季高が氏神として造ったといわれており、鑰山城主が創祀したと伝えている。しかも、文明2年(1470)の兵火で焼失し、その後寛政元年(1789)に成富種模が氏子とともに再建し、明治に拝殿を修築したとなっている。現在は祭神がオオナムチであって、印章や鑰

とは直接関係していないし、またその伝承もない。

次の16の印鑰神社は、「由来記」があって、それによれば、建久9年(1198)に球磨地頭の相良長頼が弟の為頼に命じて石川宿禰の分霊を勧請させて神社を造ったとされている。この伝承でも印鑰とは関係がないため、従来はこの神社も近くに郡の正倉などがあって印鑰を祭ったのが始まりとすることが多かった。実際に、この近くに正倉があったかどうかは定かではない。木下氏は、郡衙と関連づけられているが、それも定かではない。

とはいえ、この二つの伝承を見ても、近世頃に由来譚を書いた可能性が高く、そのままには信じがたい。公的な施設との関係はしばらく置くとしても、印鑰という言葉からすれば、何らかの印章か鑰と関係する伝承が存在しないと意味はなからう。しかし、伝承としてあるのは、鑰山氏という城主の名であり、これ以外は全く関係するものはない。

その他、15の印鑰神社は、『肥後国誌』に南八幡宮の末社とあって、本社自体が承平6年(1351)の建立であり、末社となったのはそれ以降のこととなる。そのため、印鑰神社自体もいつ頃創祀されたのか、末社となる前の状況とかはほとんどわからない状態である。

したがって、ここに挙げた印鑰社のうち、確実に公的な施設と関係する印鑰社は存在していない。可能性としては、木下氏が指摘されたようにすべてにあるかもしれないが、国府の近辺にあった印鑰社と異なり、確実に公的施設との関係を知らせてくれるものはない。また、それぞれの創祀に関わる縁起もここでは印鑰神社としての活動がいったんとぎれた後に、再興に当たって生み出された伝承である可能性の強いことを指摘しておくにとどめたい。また、第2表に挙げた神社は、いずれも西海道諸国に多く分布しているのも気になる。このように、印鑰神社が九州に多く伝承されているのは別の理由によるのかもしれない。この点、牛山氏が述べられたように、弁才天眷属の印鑰童子が国府の印鑰神と結びついたため周辺地域へ広がったとされる見解の方が示唆に富んでいる。実際、このようにして広まった印鑰信仰もあると思われる。しかし、何といても九州にのみ多く分布していることや、次に見る大寺院や大神社にある印鑰社のことなどは、これのみでは説明がつかないのである。むしろ、印鑰自体に対する信仰の変化が中世後期にあった可能性も視野に入れる必要がある。

4. 印鑰に関する儀礼から見た印鑰神社

これまで述べてきた結果、国府と関係する印鑰社は別として、その他の公的な施設と関係する印鑰社の存在は、想定はできても確実なもの一つもないという状況を確認した。それで、印章自体の研究結果からすれば、国府以外の公的施設である郡衙・駅家・軍団などでも準公印が使われていたり、また使っていたことを想定しても誤りではない。しか

し、これらを神体として奉祀したかどうかは別問題である。そのことをみるため、ここでは、印鑰に関係する儀礼を見て、印鑰社の存在形態を推定する手がかりとしてみたい。

この印鑰に関する儀礼については、牛山氏の詳しい検討がある。牛山氏によれば、国司の交替時に国印の渡し儀礼と、着任儀礼として文書に形式的な押印を行う「初任吉書」が行われていた。これが中世になって年中行事化・祭礼化して神事となり、印鑰神が成立して、国府に印鑰社が祀られるようになったというものである。果たしてそのようにのみ考えるだけでいいのであろうか。牛山氏は、この請印儀礼から神事化したものを「印鑰神事」と捉えておられるが、押印行為がなぜ神社の神体と関係するのか、理解しがたい点がある。むしろ、印鑰社では、印章とか鑰などを神体として奉祀する祭りを執行したと捉えた方がよいのではないだろうか。

すでに前稿で詳しく検討したように、印章を神体のようにして行う儀礼には、「造崇福印」「談岑山寺」「四王寺印」がある。現存する儀礼は、いずれも寺印か造寺印であることにまず注意したい。造寺司は、官司であるため、準公印の範疇に入れてもよいが、それ以外の「談岑山寺」は多武峰寺のことであり、四王寺は四天王寺のことである。基本的には、寺印になる。寺印は、前稿では社印とまとめて、寺社印として一括したように、本来は寺社と官司とのやりとり^(注14)に用いられる印章であった。そのため、公的施設で用いられる公印や準公印とは異なったものである。

このうち、ここではいわゆる「四王寺印」を採り上げる。この印文が長らく「四王寺印」とされてきたが、宮川禎一氏の指摘されたように、第一字目が「四」と「天」の組文字であると見た方がよく、「四天王寺印」と見る見解に従うべきである。それで、儀礼であるが、最初に採り上げられたのは荻野三七彦氏^(注15)である。この印章は、天台宗園城寺派の塔頭である積善院に伝来したもので、厨子に収められ、古文書5通が付属していた。このうちの1通が「秋田祭作法記」という寛文11年(1671)成立の文書である。荻野氏の研究では、この印章は秋田城にかつてあった四天王寺において崇められていたことを示しているという。しかも、この秋田城が鎌倉時代の顕真自筆本『古今目録抄』下巻「四十六箇寺院」の最後に「四天王寺」が見えていて、その割り注に「出羽国秋田城在之、御印半令置給、残



「四天王寺印」印文(1/1)
(国立歴史民俗博物館『日本古代印集成』から)

半者津国天王寺在之」とある。荻野氏は、この四天王寺こそ現在古四王神社になっているが、かつては神社の神宮寺であったといわれている。神宮寺かどうかはにわかには決めがたいが、少なくとも中世の秋田城に四天王寺といわれる寺院があったことは確認できる。このことから推定すると、この印章は、秋田城近くにあった四天王寺の印章であることは確実であろう。この印章が聖護院の積善院に伝来したのも、秋田城の四天王寺が聖護院の末寺になった関係からと推定されている。

さて、この印章を用いた儀礼は「秋田祭」と呼ばれているが、一名「印鑰祭」ともいわれ、京都聖護院の積善院では最近まで行われてきた。「秋田祭作法記」では、毎年元旦から二週間、この印章を祀る行事が行われているとある。現在では、すでに印章自体が京都国立博物館に収蔵されており、もはや行われていない。ただ、私の聞き取り調査では、現在のご住職のお話によって、1960年頃までは行われていたことを確認した。ただ、すでに行われなくなって40年が経過し、細部とかが不明になってきているのが残念である。それで、具体的な儀礼の内容としては、印章の入った厨子の前で住職が般若心経などのお経を唱えて、お供え物などがあつたりするようなものであったようである。これが秋田祭とか印鑰祭といわれる儀礼である。

この儀礼を通していえることは、かつて秋田城付近にあった四天王寺にあったと思われる印章を神体として、そこで印鑰祭とか秋田祭と称する祭りがおそらく神仏習合のかたちで行われていたことである。ここでは、牛山氏がいわれるような押印行為が存在するのではなく、印章自体を神体として祀っているにすぎない。むろん、史料が近世初期のものであり、いつからこの儀礼が行われていたのかは不明であるが、少なくとも印章自体を神体とする儀礼が存在したことは認めてよかろう。したがって、この四天王寺印に関する儀礼については、牛山説は成立しにくいことになる。

この事実からみると、この印章は寺印であり、それが印鑰祭と呼ばれていたことからすると、その印章をおさめた印鑰社は、四天王寺の境内社かもしくはその寺院の内部にあったことになる。

以上の事実からすれば、印鑰社は、かつての公的な施設で使用された印章を、その近くで神社を造って奉祀しただけではなく、寺院や神社でも使用した印章を神体もしくは本尊として奉祀した印鑰社が存在した事実を示している。また、前稿であげた他の「造崇福印」や「談岑山寺」印も鞍馬寺や多武峰寺で行われていた儀礼であるが、これらの寺院には明確に印鑰社と称する神社はなかった。しかし、少なくとも公的施設に付属する以外にも印鑰社が存在する可能性は認めてよかろう。また、これらの印章も神体や本尊として、そのものが信仰の対象になっていた例が多い。「造崇福印」などは押印に重きが置かれてい

るが、「談岑山寺」印は普段の保管の方に意味合いが見いだされ、毎日供御が供えられた事実は注目すべきものである。^(注18)

それでは、次に節を変えて、前節で見た第2表のうち、確実に公的施設は無関係のものを指摘したい。

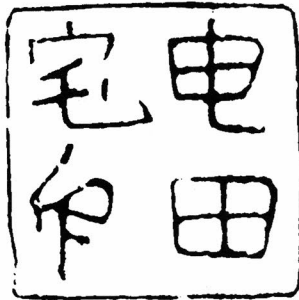
5. 公的施設に付随した以外の印鑰社

前節で指摘したように、まさに印鑰社は国府や郡衙・駅家などの公的施設に伴って12世紀以降に成立したものだけではない可能性がある。実際に、その目で今一度、第2表に挙げた印鑰社を見ると、次のものが寺院や神社に属する印鑰社の可能性がある。

まず、2の肥後国の印鑰天神社である。普通は藤津郡衙との関係を考えるのであるが、近くに金剛勝院という寺院があることから、可能性としては寺院に伴う印鑰社の可能性も否定できない。印章や鑰がどのレベルまであって、重要であったかという問題と常に関わるかもしれないが、少なくとも金剛勝寺との関連で、この印鑰天神が平安時代までさかのぼって考えられるのであれば、寺院に付随する印鑰社の可能性を否定しすることはできないのではないだろうか。

5の印鑰社であるが、ここは先にもふれたが、室町時代の永徳年間に鑰山城主が造ったとの伝承があることから、むしろ山城に伴う鑰や印章を奉納した神社である可能性がまず考えられる。ただ、この印鑰社はそれだけではない。印鑰神社の所在地の字名が尼寺といい、これが「河上神社文書」によって、「尼寺分内、印鑰之前」と記されていることから、印鑰社が尼寺と称する地域にあったことは戦国時代頃まで確実にさかのぼるようである。この点からすると、もとはこの尼寺の地にあった寺院に付属する印鑰社であったかもしれない。印鑰社自体は江戸時代になって復興した神社であるため、詳しくは不明であるが、寺院付属の印鑰社である可能性も考えてよからう。

13の印鑰森は、詳しいことが不明であるが、木下氏は多久氏との関係で駅家の印章と鑰^(注19)を考えられている。しかし、印鑰森が所在するのは別府の地である。『丹邱邑誌』によれば、「別府駅北田手ノ馬場ト云処アリ。(中略)又通玄院路トナレリ。傍ニ印鑰森ト云アリ。経界其半ヲ通レリ。又七堂伽藍ト云処アリ。里中七所ノ大伽藍其跡七所ニアリト伝ヘル。空ナシク名ノミ存スル也。(下略)」とあって、印鑰森と称する近くには七堂伽藍がかつてあったことが推定できる。また、近くには別府八幡宮もあり、その印鑰の可能性も否定できない。したがって、この印鑰森も実際には史料がなく、実態は不明なものの、七堂伽藍を供えた寺院の印鑰社か、別府八幡宮の印鑰社のいずれかの可能性を考えた方がよいのではないだろうか。



「申田宅印」(1/1)
 (国立歴史民俗博物館
 『日本古代印集成』から)

17の押手社は、鹿島神宮内にある。鹿島神宮に伝来した「諸神官補任之記」などによれば、大同3年(808)に平城天皇の永宣旨によって中臣鹿島連大宗の子供の治嶋が神職を補任符で任じられることになり、それに押す神印を鹿島神宮内陣から移して新たに神社を設けたことに始まるといわれている。しかし、神社印を補任符に押すのは実際にはおかしく、これが中央政府の符であれば、内印か外印ということになるはずである。したがって、この伝承はすでに神社側の印章が補任状に押されるようになってから成立した伝承と見るべきであろう。実際の現

存の補任状には「申田宅印」が押されている。この印章は、現存しており、茨城県指定文化財に指定されている。鈕の型式からすると、平安時代前期から中期のものであろう。また、印文の「宅印」について、瓦吹 堅氏は「申田」が「神田」の意味とする豊崎 卓氏の^(注20)研究を引いておられ、「宅」を収穫物を収納する倉庫の意味に解しておられる。しかし、宅が基本的には「ヤケ」と読めることからすれば、むしろこの印章は私印、それも家印の一種と考えてもよからう。鹿島神宮神官家の家政機関か、または神田の収穫に関わる施設で用いられた可能性を考えてみたい。それで、宅司が家司と並んで家政機関として設けられるようになったのは養老年間^(注23)である。そして、私印の公認が貞観10年6月28日官符であるから、この印章ができあがるのは少なくとも9世紀中期以降のことである。しかし、そのような公的機関と家政機関、もしくは神田などが所在する地元の施設との間でやりとりされる文書に押されるような印章が神官の補任状に押される理由はよくわからない。ただ、補任状に押されるようになるのは、少なくとも家印として用いられなくなって以降のこととしなければならない。やはり、鎌倉時代以降になって補任状に押す慣行ができたのかもしれない。

それで、押手神社であるが、現在は押手神を祀っていて、この「申田宅印」を奉祀しているわけではない。しかし、伝承から見て、かつては印章を神体として奉祀していた可能性は極めて高い。こういったことから見ると、この押手神社は伝承からいっても国衙や公的施設とは関係しない。むしろ、神社の内部に印章を奉祀した伝承であるから、当然神社の内部に設けられた神社と見てよからう。印鑰社と押手神社は全く同じものではないが、押手神社が印章のみを奉祭した点で、ある程度共通点もあると見てよからう。

以上のように、木下氏が挙げられた国府以外の公的施設に関連すると述べられた印鑰社のうち、いくつかは寺院や神社の鑰や印章を神体、もしくは本尊として祀っていた可能性

のあることを指摘した。むろん、公的施設の可能性も残っているので、それぞれ個別の事例に当たって検討を要することはいうまでもない。

6. おわりに

これまで見たように、各地にある印鑰社は、先学の研究の通り、国府の印章や府庫の鑰を神体や本尊として奉祠したのが始まりであるが、国府の所在地とは直接関連のない地域でも印鑰社なり、印鑰の地名が遺存する例があった。それらは、従来は郡衙や駅家などの公的な施設で用いられていた印章や鑰が奉祀されたものとしていた。しかし、本文で見たように、神社や寺院にも倉があったり、寺社印が存在している。しかも、現存する儀式や伝承の上でも、これらの施設に伴う印章などが存在したことは確実であった。したがって、これから印鑰社などのことを考えていく上では、寺院や神社に付属する印鑰社の存在も考えなくてはならないのである。このことは、牛山氏も今後の課題としてあげておられるが、^(注24)印章自体を神体とするような信仰形態の変化がいつかの時点でなかったならば、印鑰社をはじめとする信仰は成立しなかったであろう。むろん、別稿で指摘したように、印章は中国でも呪術に用いられたこともあるように、何か呪物的な存在でもあった。我が国ではすでに8世紀末から呪術的に用いられたようである。主に印章を埋めるという呪術的な行為があったのである。こういったことがあったため、その延長上に印鑰社などの印章に関する信仰も考える必要があろう。

ところで、このような国府や官衙に付属する以外の神社や寺院に付属する印鑰社の成立時期はいつ頃であろうか。最後にこの点について、簡単に触れて本稿を閉じることにしたい。

木下氏は、印鑰社の成立時期については、直接述べてはおられないが、国府跡想定地が数か所に認められる場合、印鑰社のあるところは12世紀以降の国府所在地であることを指摘されている。このことからすると、少なくとも国府と関連する印鑰社は12世紀以降、いわゆる院政期以降になってから成立したと見られよう。また、牛山氏は九州に多く存在する印鑰社は中世後期と推定されている。ただ、この点は、今少し保留しておきたい。

前稿では、この頃に神祇祭祀には神仏習合が一段と進んだり、神社建築が全国に普及したりするなど、宗教的な変化のあった時期と捉えた。印鑰社の成立もその方向で捉えられるが、少なくとも国府近辺の印鑰社が12世紀以降とすると、神社や寺院の印鑰社もその頃か、もしくは若干時期が下る可能性があろう。ここでは、このような印鑰社が成立する可能性を、13～14世紀頃と推定しておきたい。

以上、雑ばくな論を展開して、述べたりない点や、重大な誤りがあるところもあろうか

と思うが、今は大方の批判を待ちたいと思う。なお、印鑰の鑰が印章を納めた印櫃のカギとする牛山氏の説については判断する資料をもっていないので、ここでは保留しておきたい。

(どばし・まこと＝京都文化博物館学芸第二課学芸員)

- 注1 吉田東伍『大日本地名辞書 中國・四國・西國』(富山房) 1900.3、1624頁
- 注2 太田 亮「国府・国分寺関係の神社」(角田文衛編『国分寺の研究』上巻 考古学研究会) 1938.8
- 注3 荻野三七彦『印章』(吉川弘文館) 1966 48～50頁、同「日本上代の印章」(『古代學』13-2 (財)古代學協會) 1966.12 110～114頁
- 注4 木下 良「印鑰社について—古代地方官庁跡所在の手掛りとして—」(『史元』第17号 史元会) 1973.11
- 注5 牛山佳幸「印鑰神事と印鑰社の成立」(同『<小さき社>の列島史』 平凡社選書203) 2000.3
- 注6 拙稿「印章の持つ呪術的性格について」(未発表)
- 注7 岡田精司「古代王権と太陽神—天照大神の成立—」(同『古代王権の祭祀と神話』所収 塙書房) 1970
- 注8 前掲注5牛山論文 62～78頁
- 注9 松本雅明「詫麻国府と肥後の郡家・郡寺」(『熊本県史』総説編) 1965
- 注10 前掲注4木下論文 23頁
- 注11 拙稿「私印論」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第79集 国立歴史民俗博物館) 1999.3、406～408頁
- 注12 前掲注4木下論文 23頁
- 注13 前掲注6拙稿論文 第3章第2項と記述が重なっているが、叙述の都合上ご寛恕願いたい。
- 注14 前傾注11拙稿論文 406～408頁
- 注15 前掲注6拙稿論文
- 注16 荻野三七彦「日本上代の印章」(前掲注3) 110～114頁
- 注17 前掲注5牛山論文 47～62頁
- 注18 前掲注6拙稿論文 第2章第2節
- 注19 前掲注4木下論文 26・27頁
- 注20 豊崎 卓「鹿島神宮の古銅印」(『郷土文化』4 茨城県郷土文化研究会) 1963.3
- 注21 瓦吹 堅「鹿島郡の古印」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第79集 国立歴史民俗博物館) 1999.3
- 注22 吉田 孝「イへとヤケ」(同『律令国家と古代の社会』所収 岩波書店) 1983.12
- 注23 岩橋小弥太「宅司考」(同『上代官職制度の研究』所収 吉川弘文館) 1962
- 注24 前掲注5牛山論文 78～80頁